「指定訪問看護」重要事項説明書

令和5年1月6日現在

訪問看護サービスの提供にあたり、当事業所が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 訪問看護を提供する事業者について

事業者名称	株式会社SLAC（エスラック）
事業者の所在地	福井県三方郡美浜町笹田第12号2番地の1
法人種別	株式会社
代表者名	代表取締役　西村　久美子
電話番号	0770－32－3188

2. ご契約者へ訪問看護サービス提供を担当する事業所について

（1）事業所の所在地など

事業所の名称	訪問看護リハビリステーション　すまいる
事業所の所在地	福井県三方郡美浜町笹田第12号2番地の1
開設年月	平成22年4月1日
介護保険事業所番号	1862190038
管理者の氏名	木原　千代子
電話番号	0770－32－3188
FAX番号	0770－32－3177
サービス提供実施地域	美浜町・若狭町・敦賀市

（2）事業の目的、運営方針

・事業の目的

主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対し、適切な訪問看護サービスを提供することを目的とする。

・運営の方針

心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに自立の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。また、関係市町村や、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（3）ご利用事業所の職員体制（令和5年1月6日現在）

職種	従事する業務内容	人員		
		常勤	非常勤	計
管理者	職員管理業務等	1		1
看護師	サービス利用の受付 訪問看護計画の作成 訪問看護サービスの提供	1	2	3
理学療法士		2	若干名	2+若干名

（4）サービス提供日時

サービス提供日時・・・月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時30分まで。

休業日・・・ 土・日・祝祭日・8/13～8/15と12/29～1/3。

3. サービスの概要

（1）日常生活の看護

（2）リハビリテーション・住宅改修に関する相談

（3）医療的処置、管理

（4）認知症の看護・精神心理的看護

（5）介護者の相談

（6）各種在宅サービスの相談

4. 利用料金

（1）基本的な利用料

■介護保険対象の方■

介護保険からの訪問看護サービスを利用する場合、自己負担額は**基本利用料金の1割～3割となります**。但し、介護保険の給付範囲を超えたサービスの利用については全額自己負担となります。

[　]内は**介護予防「要支援」の金額**になります。（1 回につきの基本利用料金）

所要時間	20 分未満	30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間30 分未満
看護師による 基本利用料金	3,130 円 [3,020 円]	4,700 円 [4,500 円]	8,210 円 [7,920 円]	11,250 円 [10,870 円]
所要時間	20 分	40 分	60 分	
理学療法士等による 基本利用料金	2,930 円 [2,830 円]	5,860 円 [5,660 円]	7,911 円 [4,245 円]	

① 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者の

ケアプランに定められた時間を基準とします。
② ご契約者に保険料などの滞納がある場合は、介護保険適用であっても一旦利用料は全額自己負担となります。当事業所はサービス提供証明書を発行いたします。
③ 24時間の連絡対応を希望される場合は【緊急時訪問看護加算】5,740円[同額]、 特別な管理を要する方には状態によって【特別管理加算】5,000円[同額]または2,500円[同額]が月の初回に加算になります。
④ 自事業所はサービス提供体制強化加算Ⅰを算定しており、訪問1回分につき60円の加算となります。
⑤ その他の加算については、別途説明いたします。

■医療保険対象の方■
・各種医療費公費負担の医療証をお持ちの方は、基本利用料金が減額または免除されます。
・医療保険による訪問看護の場合、自己負担は一部負担割合により1割～3割となります。

基本利用料金	週3日まで	週4日以降
基本療養費Ⅰ	5,550 円	看護6,550 円 リハビリ5,550 円
基本療養費Ⅱ (同一建物居住者の同一日に2人)	5,550 円	6,550 円
	＋	
訪問看護療養管理費	7,440 円(月の初日)	3,000 円(2日目～)

① 24時間の対応をさせていただく場合【24時間対応体制加算】6,400円が月の初回に加算になります。
② その他の加算については、別途説明いたします。
③ (2)料金の請求及びお支払方法
④ ・利用料金は1ヶ月ごとに計算し、毎月15日までに前月分の請求をいたします。
⑤ ・「口座振替」の場合は、福井ネットと通じて毎月20日にご指定の口座から引き落としさせて
⑥ いただきます。(ゆうちょ及び都市銀行は除きます)
⑦ ・「現金」で支払いされる場合は、請求月の末日までに当事業所までお越し頂き、お支払下さい。
⑧ ・お振込の場合には下記の口座にお願いします。
⑨ ※口座振替手数料(100円＋消費税)は利用者負担となります。

5. サービスに関する相談・要望・苦情申立

当事業所が提供した訪問看護サービスに関する相談・苦情は、事業所のご契約者相談窓口までご連絡下さい。速やかに対応いたします。又、市区町村や国民健康保険団体連合会等にも相談窓口があります。

（1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

訪問看護リハビリステーション　すまいる　　担当者　木原　千代子
（月曜日～金曜日）午前8:30～午後5:30
TEL 0770－32－3188　FAX 0770－32－3177

（2）行政機関その他苦情受付機関

・美浜町役場　健康福祉課（月曜日～金曜日）TEL 0770－32－6704
・若狭町役場　福祉健康課（月曜日～金曜日）TEL 0770－62－2703
・敦賀市役所　介護保険課（月曜日～金曜日）TEL 0770－22－8180

・〔介護保険対象の方〕福井県国民健康保険団体連合会　　苦情相談窓口
福井市西開発4丁目202-1　福井県自治会館4階
（月曜日～金曜日）TEL 0776－57－1614
（嶺南相談窓口：月曜日のみ）0770-52-1833

6. 緊急時の対応

看護師等は、訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨機応変に手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行います。

7.災害時について

緊急災害時の場合は安否を電話等で確認し、トリアージを実施し、訪問が必要な利用者様より対応させていただく可能性があります。全ての利用者様への訪問が一時的に対応が困難な場合や、スタッフも被災し訪問できない状況となる可能性もございますので予めご了承ください。

7. その他

（1）サービスを担当する職員は、事業所の都合により変更する場合があります。

（2）原則として、担当する職員の選定はできません。

（3）あらかじめ計画されたサービス曜日、時間は利用者または事業所の都合により変更または中止する場合があります。その場合、双方とも出来るだけ早く連絡します。

（4）あらかじめ計画されたサービス時間は、交通事情により遅れる場合があります。

（5）感染予防のため、手洗い等を実施しています。訪問看護前後の手洗い場の提供にご協力お願いします。

（6）利用者及びご家族からのお心遣い・訪問時の飲食などの、もてなしは固くご遠慮いたします。

（7）利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、措置を講じます。

（8）理学療法士等が提供している訪問看護は、主治医への計画書及び報告書の内容について、看護師と理学療法士等が連携して作成し、定期的な看護職員による訪問により利用者の状態の適切な評価をいたします。

（9）感染症（新型コロナウイルス感染症等）が発生し、当事業所が一時的に閉鎖状態となった際、他の事業所に依頼し訪問させていただくことがあります。